

「自衛隊馬毛島基地（仮称）建設事業に関する協定」に関する確認事項

防衛省整備計画局提供施設計画官及び国土交通省港湾局技術企画課長は、「自衛隊馬毛島基地（仮称）建設事業に関する協定」（令和4年7月29日）第5条の規定に基づき、以下のとおり確認する。

第1条 国土交通省が防衛省から委任を受けて行う支出に関する事務については、原則、国土交通省の規則等に基づき行うものとする。

第2条 防衛省は、国土交通省に対して、工事の契約図書等の作成に必要な情報を別途通知するものとする。

第3条 国土交通省は、工事の契約図書等について、事前に防衛省の意見を聴くものとする。

第4条 国土交通省は、工事の現地着手日について防衛省から通知を受けるものとし、当該着手日以降に工事の現地着手を行うものとする。

第5条 工事目的物の防衛省への引継の時期については、工事が竣功（部分竣功を含む。）し、国土交通省が実施する完成検査（部分竣功の場合は、指定部分検査）に合格し、受注者から工事目的物の引渡しを受けた日をもって引継の日とする。

第6条 国土交通省は、防衛省に工事目的物を引継ぐ際、「自衛隊施設の建設工事（直轄工事）に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について（通知）」（防整整第15718号。27.10.1）に規定する国有財産登録資料等を作成の上、防衛省に送付する。

第7条 本確認事項によりがたい事情が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

令和4年7月29日

防衛省整備計画局提供施設計画官

福島 邦彦



国土交通省港湾局技術企画課長

魚谷 憲

